

茅ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 1 6 号

茅ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改
正する条例

茅ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年茅ヶ崎市
条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年以上 1 0 年未満	1 0 年以上 1 5 年未満	1 5 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上 2 5 年未満	2 5 年以上 3 0 年未満	3 0 年以上 3 5 年未満	3 5 年以上
団長	円 239, 000	円 344, 000	円 459, 000	円 594, 000	円 779, 000	円 979, 000	円 1, 079, 000
副団長	229, 000	329, 000	429, 000	534, 000	709, 000	909, 000	1, 009, 000
分団長	219, 000	318, 000	413, 000	513, 000	659, 000	849, 000	949, 000
副分団長	214, 000	303, 000	388, 000	478, 000	624, 000	809, 000	909, 000
部長及び班長	204, 000	283, 000	358, 000	438, 000	564, 000	734, 000	834, 000
団員	200, 000	264, 000	334, 000	409, 000	519, 000	689, 000	789, 000

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員につい
て適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。